

6 添付書類について

添付書類は、変更する事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものを立地法第5条第1項の届出（新設の届出）に添付する書類の様式（本手引23頁～）に準じて作成して下さい。なお、添付書類には変更となる事項の「変更前」と「変更後」の状況が分かるように工夫して下さい。

（施行規則第4条に規定する添付書類）

- ① 法人にあつてはその登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
- ② 主として販売する物品の種類
- ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- ⑧ 遮音壁を設置する場合にあつては、その位置及び高さを示す図面
- ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあつては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- ⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

（必ず添付する書類）

- 1 届出者の法人にあつてはその登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
①
- 2 届出書の記載事項で別紙添付とした書類及び図面等

（その他の添付書類）

どのような添付書類が必要となるかは、各々の届出内容によって異なりますが、基本的には施行規則に規定される添付書類から変更事項に直接関係のあるものを選択して添付することになります。

変更しようとする事項が周辺生活環境へどのような影響を及ぼすかについては、届出者において判断することになりますが、次の考え方の例を参考に事前に担当者と相談し

て下さい。

(1) 店舗面積の変更

ア 新たな建物を新設する等の増床の場合は、施設の配置に関する事項（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設）の全般に関係することが想定され、増床面積に対応する②～⑫の添付書類を作成することが必要になると考えられます。

イ 既存建物内の用途の変更による増床（小売業以外に使用していた部分の変更等）の場合は、上記②、③、④、⑤、⑫等を添付することが想定されます。

ウ 店舗面積の減少の場合は、上記③を添付することが必要になると考えられます。

(2) 駐車場・駐輪場の位置及び収容台数の変更

ア 駐車場・駐輪場の収容台数が増加する場合は、届出書の記載事項である「駐車場の位置及び収容台数」の別添書類として、変更前と変更後が記載された「建物の配置図《敷地内の配置図》」等を添付して下さい。

イ 駐車場・駐輪場の収容台数が減少する場合は、上記③、④、⑤、⑥等を作成して必要駐車場収容台数や駐車場出入口における入庫待ち車両の状況について予測し、その結果から必要に応じて対応策等についての書類を添付することが必要になると考えられます。

駐車場・駐輪場の位置の変更が伴う場合は、(7)を参照して下さい。

※駐車場の位置の変更とは、届け出た駐車場の位置と離れた所へ、新たに駐車場を設置する場合をいいます。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積の変更

荷さばき施設の位置及び面積の変更は、荷さばき量の変更の有無や騒音が与える周辺環境への影響が想定され、変更前と変更後の状況が記載された「施設配置図《騒音用》」、上記⑦、⑩、⑪等を添付することが必要になると考えられます。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更

廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更は、変更前と変更後の状況が記載された「施設配置図《廃棄物等に関する施設用》」、上記⑫を添付することが必要になると考えられます。

(5) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更

開店時刻及び閉店時刻の変更は、上記⑦～⑫を添付することが必要になると考えられます。ただし、全てについて予測・調査が必要となるのではなく、周辺環境に与える影響が変化しない事項については、その旨の合理的な説明を添付することになります。

(営業時間の変更が「夜間」に入らない場合の説明会について)

変更後の営業時間が「夜間」の時間帯に入らない場合で、当該変更が実質的に生活環境に与える負荷を増加させることがほとんどないと判断されるときは、施行規則第11条第2項の規定により、説明会は届出等の要旨を掲示することにより行うことができます。

※「夜間」とは、騒音規制法において適用される時間帯で、県内において同法に基づき第1種区域から第4種区域までの指定に係る地域は、午後9時から翌日の午前6時までの時間帯。

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

様々なケースが想定されますが、主に「交通に係る事項」と「騒音」についての影響が考えられます。変更する内容に応じて、上記④～⑫について適宜添付することになると想定されます。

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

出入口の数及び位置の変更の場合は、上記④において当該店舗におけるピーク1時間当たりの来台数を予測し、⑤及び⑥において変更前と変更後の状況を記載し添付する必要があると考えられます。

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

荷さばきの時間帯を変更する場合は、上記⑦を添付し、⑧、⑩、⑪等を必要に応じて添付することが想定されます。

※変更内容によっては、上記以外の添付書類が必要になる場合も考えられますので、届出前に本手引11頁を参考に、届出者において周辺環境に与える影響を十分検討した上で事前相談を行うようにして下さい。

7 参考資料について

参考資料は、届出書及び添付書類を補足するための資料でありますので、変更する事項に関し、以下の該当する項目について、記載して下さい。

(1) 併設施設を含めた必要駐車台数について（本手引3頁、指針二1.(1)①参照）

併設施設の利用者のための駐車場が小売店舗への来客用の駐車場と共用されるように設置される場合、指針に示す考え方を参考に、併設施設を含めた必要駐車台数及びその考え方を記載して下さい。

※関連する添付書類・・・「添付書類4」

(2) 駐輪場の収容台数の算出根拠について（本手引3頁、指針二1.(1)③参照）

駐輪場の収容台数の算出根拠を記載して下さい。

※関連する添付書類・・・「添付書類4」

(3) 自動二輪車の駐車場の確保について（本手引4頁、指針二1.(1)④参照）

自動二輪車の駐車場の設置の有無について記載し、収容台数の算出根拠を記載して下さい。

(4) 6分類以外の廃棄物等の保管施設の容量について（本手引6頁、指針二2.(2)①参照）

添付書類12に示す6分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、その保管施設の容量の算出根拠を記載して下さい。